



川上郁雄編

公共日本語教育学  
社会をつくる日本語教育

くろしお出版、2017年発行、251p.

ISBN : 978-4-87424-733-4

石井 恵理子

1. 日本語教育がやってきたこと、今取り組むべきこと

「公共日本語教育学」というタイトルで編まれた本書は、まず第1部の近現代社会の課題を追究する多様な分野の専門家による「公共性」とは何かを中心とした連続講義によって、外からの視点で日本語教育における公共性を捉え直すところから始まる。そして、第2部で日本語教育という領域の中で多様な立場における実践をもとに、社会形成に資することばの教育として公共日本語教育学を構築しようという意欲的なプロジェクトである。

近代における第二言語としての日本語教育は、植民地政策の一環として異なる言語文化の人々を日本語によって統合し統治するという国策による教育装置として機能した。敗戦後の日本語教育は、そうした国家の政策としての色合いを消し去るべく、自らの希望や必要により日本語を学ぼうとする個人を対象に再出発した。日本の経済成長を背景とした日本語教育の需要の高まりとともに、留学やビジネスなど、日本語学習の明確な目標や動機を持つ学習者に対して、より効率よくニーズに合致した学習成果を上げるための教育の内容や方法、学習者特性等に関する研究や教育実践の検討が様々になされてきた。しかし、社会的活動としての日本語教育または日本語教育学の社会的役割を問う議論は、十分に議論されてきたとはいえない。言語文化圏を超えた大量の人的移動が拡大し続けている昨今の国際状況の中で、日本も例外ではなく多文化社会化の諸課題に取り組みねばならない。本書のタイトルは、そうした時代の社会形成に資することばの教育として、日本語教育の果たすべき役割、あり方を正面から問い、実践していくことの宣言と読むことができる。

日本語教育の社会的役割を問う議論は、80年代末頃より各地域で広がった新来外国人住民に対する地域住民ボランティアを中心とした日本語学習支援活動（地域日本語教育）の展開とともに活発化した。地域住民主体の手探りの活動は、日本語学習支援の内容や方法に関する課題のみならず、地域社会形成に関わる問題に及んだ。教室の参加度や学習姿勢等によって「好ましい外国人(学習者)」と「困った外国人(学習者)」に分ける意識が生まれることや、また同じ住民同士でありながら母語話者と非母語話者間に「教える者—教えられる者」という固定的関係性が作られることなど、地域住民間の調和や融合を目指す方向

とは別のベクトルが生まれる危うさに日本語教育の目的や方法を問い直す多くの議論がなされた。「多文化共生」というキーワードを理念とした各地域における試みの中から、これまでの国策としての日本語普及、あるいは個人ニーズへの効率的な対応のどちらにも収まらない、新たな日本語教育の理念と具体の活動のあり方を模索しつつ展開していく社会的教育実践として現在に至っている。

## 2. 日本語教育における公共性とは

「公共日本語教育は可能か」という問いを標題とする第1部は、各分野の専門家による連続講義から成り、近現代社会の課題を追究する様々な学問分野における公共性をどのような視座からとらえ、理論的枠組と実践を形成してきたか、またどのような課題があるかを整理することから始まる。外からの視点を交えた検討は、公共日本語教育学という新しい領域の創生の取り組みに深みと広がりを提供するものとなっている。

第1章の山下晋司、第2章の齋藤純一が示す公益と公共の区別、公共性の領域の整理は明快である。山下は、齋藤が公共の領域として示した1. 国家／官、2. 地方、地域コミュニティ、3. 新しい公共（今日における市民的公共性である「民の公共」）、4. 企業の社会的責任（CSR）、5. 国際的公共領域、グローバル公共圏、6. 草の根グローバリゼーションの6分類に基づき、それぞれの領域に日本語教育が関係する事を示し、様々な公共空間に実践的に関わりつつ、公共空間の構築に役立つことを日本語教育の基本的課題とする。日本語教育の公共性は専ら地域における市民活動の領域の問題として認識され、議論がなされてきたが、いずれの領域もことばの問題と関わりを持ち、異文化との接点を有する。それぞれの領域の公共空間において、日本語教育はどのような実践として関与しうるかを、地域日本語教育の枠にとどめず、広く様々な公共空間においてことばを軸とした関与の中から言語教育の公共性を見いだしていくことが、学として、また実践としての公共日本語教育学の構築につながるという示唆であろう。また、それぞれの領域における公共の意味についても、その違いを認識する必要がある。国家としての「公益」を支えるための日本語教育と、草の根の個への視点から始まり、共に生きる者をつなぎ、支えあう日本語教育という、別の枠組として考えるべきものがこれまでの公共性の議論の中で混同されてきたように思われる。

国や自治体が目指す社会全体の利益すなわち「公益」の追求は、個人の権利や意思を制限する力となり得る。第2章の齋藤純一の講義では、公共性についてカントを引き、「平等な自由の保障」すなわち個人がそれぞれの幸福を追求・実現する自由を保障することであり、その要件は「理にかなった拒絶可能性 (reasonable rejectability)」の確保であると説明する。それぞれの個人に「仮説的な拒否権」を与え、拒否の理由が理にかなったものであるかどうかを検討し、理にかなっていると認められれば、拒絶を受け入れなければならないということである。このような、一人ひとりの幸せの追求を保障する公共を目指すにあたって、ことばは重要な役割を担う。「理にかなった拒絶可能性」の確保には、拒絶の理由についての双方の「対話」が不可欠であり、対話のためのことばの力を養う教育が公共性の確保のプロセスにおいて不可欠となる。

### 3. 社会形成のためのことば、人間形成のためのことば

対話を可能にする共通のことばを確保すること、また双方の対話の力を養うことは、ことばの教育の極めて重要な役割である。この点について、3章で石黒広昭は平野啓一郎が提示した緩やかな統合を維持する媒体としての「パブリックランゲージ」という概念を紹介している。集団としての一つの公的利益ではなく、個々人を活かす公共の枠組みによって、個人の様々な利害を調整する対話のための媒体となることばの形成は、重要な課題である。パブリックランゲージという概念の背景にある緩やかな社会統合は、1章、2章で示された、公益の追究における個人に対する「平等な自由の保障」、すなわち法によって一人ひとりの平等な自由を保障する体制との関係はどのように考えたらよいか。また、公益の視点からの社会統合を目指す場合、公的資金を言語教育に導入するにあたっては、その成果を評価する事が求められるが、石黒はコストパフォーマンスのような量的な評価が可能でないものを捨ててしまっているのではないかと指摘し、集団としての「公的」利益ではなく、個々人を活かす「公共性」が求められるはずだと述べる。これも頷けることであるが、社会全体の統合という公益に資する媒体としての日本語教育は制度として全ての人に開かれたものであるべきであり、それは公的資金なくしては実現が難しい。公的制度には目的やその運用に関する規定が設けられ、すべての人に開かれたものになりにくい。「緩やかな統合」とはどのようなものか、そしてそれを維持する媒体としてのパブリックランゲージを、どのような形で人々は獲得していくことができるか。また、「共生日本語」との相違はどこにあるか等、石黒の提示した課題は、公共日本語教育学の大きな宿題である。

個々人の平等な自由の権利を保障することにおいて、その媒介となる言語の選択については平等ではない。日本の場合、日常生活場面はもちろん、役所での手続きなど制度の利用や権利の行使に関わることにしても、多言語対応はごく一部に限られる。裁判所という人権に関わる問題を扱う場でさえ、通訳制度はあるが限られた言語でしかない。多言語対応に要する費用も理由の一つである。公的な枠組みではなく、個々人を活かす公共性の追求を法や制度によらずに行っていくためには、経済的裏付けをどこから得られるかが大きな問題となる。

異文化間の対話において媒介となる言語は双方の理解の重要な要件であり、媒介言語の選択が両者の力関係等に影響を与える可能性は大きい。少数派言語文化の人々の不利益に目を向け発信することも、日本語教育が担う公共性の一つである。全体の利益を優先する公益の発想においては、基本的に多数派の状況に合わせて環境等が整えられる。日本では基本的に日本語によって場や制度等が作られ、その補償としてはいくつかの言語については翻訳・通訳が設けられる他、非日本語話者に対する日本語習得機会の提供が行われている。日本社会での諸活動において日本語が使えることの利便性は大きく、日本語習得を求めるすべての人にその機会が開かれる体制が作られるべきである。

一方、第4章でイ・ヨンスクは少数派言語話者の「堂々と人間らしく生きていきたい」という思いや「人間の自由を育てる言語教育」など、人として生きる基盤の確立・確保が言語教育の目的であると述べる。イは、ことばは人にとって社会生活を円滑に営む道具としてあるだけでなく、自己実現という個々人の内なる問題に視点を置く。そして多言語

多文化の個人が有する言語・文化が、社会にとって「消費される文化資本」としてではなく「生産するような文化資本」として、社会の豊かさの形成に寄与するものであると主張する。個人が日本語とどのような関係を結ぶか、それと同時にその個人が母語あるいは他の言語とどんな関係を持つか。利便性・有用性といった道具的観点のみから価値を考えるのではなく、アイデンティティや人格に関わるものとして言語を捉え、その獲得・保持の問題に取り組むことも、言語教育の重要な役割である。国内の日本語教育の公共性は、日本語の教育と同時に、日本語を学ぶ人々がつながる他の言語も視野にいたれた言語教育に関する議論を続けていくことによって確保されると言えよう。

#### 4. 理論と実践

第1章で山下は、学問は理論がありその応用としての実践があるという二分法ではなく、実践の中から理論が立ち上がっていくものと述べた。「現代が抱えるジレンマの見直しと軽減に向けて、必ずしも解決に至らないとしても、人類学者が貢献できることを人類学の専門以外の人にも理解可能なやり方で広範にわたる重大な諸問題に取り組むことを追求する」(Borofsky 2007) という学問のあり方に基づき、「アカデミズムを超えて現実の社会の改善に貢献しようとする人類学の新たな挑戦」として日本における公共人類学を立ち上げた山下の決意は、公共日本語教育学のあり方への重要な示唆となる。しかし、実際に理論と実践との往還を成り立たせていく理論と実践それぞれの枠組や方法を構築すること、そしてそれを語ることを鍛えていく作業は容易ではない。地域社会に根ざした現場で実践を積み重ねている人々と、理論的に実践を意味づけていく人々とがそれぞれの知見・経験を共有しあうには、場の作り方やことばの使い方などの違いによって、対等な関係として成立ちにくいことがある。異なる言語文化の者同士の場合には、どのような方策があり得るであろうか。

この問いに関連し、第5章で平高史也は、山口(2003)の「8つの公共性基準」をふまえ、国際社会で形成されつつある「文化横断的諸価値(cross-cultural values)」について、そのような普遍的価値というものが本当にどの地域社会においても通用するものか、地域特性に応じて修正することで通用するものであるかについて慎重であるべきと述べている。日本語を軸とした日本語教育学にとっても、考えるべき重要な課題である。また、平高は、国策に関連した組織的な日本語教育が行われるようになった日清戦争以降の日本語教育の変遷を記述している。日本および国際社会の歴史の中で日本語教育がどのような意図や位置づけを付与され、どのような場で、だれに、どのような方法で行われたかということ、過去のこととしてではなく、今にもつながることという認識で踏まえることが、日本語教育の公共性を検討するために不可欠である。こうした課題を内包する日本語教育の公共性を追求していくには、より幅広い見地からの多様な理論や実践からの問いかけや知見に基づく検討を重ねていく事が必須である。

## 5. おわりに

第1部、第2部とも、各章の講義あるいは実践の考察とそれに対する編者のコメントという掛け合いの構成となっている。これは読者にとって、各章で読み取ったことをコメントーターの解釈や考察を交えてもう一度吟味するプロセスである。講師/実践者—読者の対話を、講師/実践者—コメントーター、読者—コメントーターという3者間の対話へと広げる工夫は、教室で講義を聴いた一人ひとりの学生がそれぞれに得た学びを教室で共有・検討し、深めていくという学びの展開に通じるものであろう。

多様な立場から公共日本語教育学の理念や目的、可能性、問題点等の検討を、さらに本書の全体として具体的な実践を通じた議論としていこうという試みは、たいへん興味深く、大きな意味がある。しかし、たとえば徳川宗賢が提唱した「Welfare Linguistics（言語福祉）」（徳川 1999）や岡崎（2007）の「共生日本語教育」と、公共日本語教育学との関係はどのように位置づけられるかなど、公共日本語教育学の輪郭はまだ明確に見えてはいない。第2部の実践についても、それぞれに何を公共日本語教育学として捉え、実現しようとしたのか、検討のための枠組の共有が今後の課題であると思われる。「公共性」という命題によって計画・実施された実践ではないものについては、むしろ実践の出発点として、それぞれの実践について第1部の公共性に関する理論や枠組、問題等に照らして具体的実践の課題や困難、矛盾等を示していくことが公共日本語教育学の理念や枠組を得ることにつながるのではないか。社会形成ということばの教育の本質的命題を追求するための理論と実践の往還の過程で生まれる多くの議論と、それを踏まえた新たな試みが多く参加者を交えて展開していくことを大いに期待したい。

### 参考文献

- 岡崎眸（監修）（2007）『共生日本語教育学—多言語多文化共生社会のために』雄松堂  
 徳川宗賢（1999）「対談 ウェルフェア・リングイスティクスの出発」（対談者：ネウストブニー、J.V.）  
 『社会言語科学』2（1）社会言語科学会、pp.89-100  
 山口定（2003）「新しい公共性を求めて—状況・理念・規準」山口定、佐藤春吉、中島茂樹、小関素明（編）『新しい公共性—そのフロンティア』有斐閣、pp.1-28

（いしい えりこ 東京女子大学現代教養学部）